

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成16年 3月22日(月)
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 15:30~17:10

3 出席者

委員	木平会長	青山委員	浅野委員	有馬委員	飯塚委員
	池淵委員	魚津委員	太田委員	海瀬委員	加倉井委員
	栗原委員	庄司委員	鈴木委員	高木委員	古河委員
	惠委員	横山委員	芳村委員	鷺谷委員	

幹事 関係府省

林野庁

4 議事

(1) 平成15年度森林及び林業の動向に関する年次報告(案)について(説明事項)

(2) 平成16年度において講じようとする森林及び林業施策(案)について

(諮問・答申)

(3) その他(説明事項)

森林整備保全事業計画の策定について

地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の推進状況について

森林法の一部を改正する法律案(概要)について

全国森林計画の変更について

5 議事の内容

午後 3時32分 開会

朝比奈林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況でございますが、本日は委員22名中17名の方が出席されておりますので、当審議会の定足数である過半数を満たしております。

なお、池淵、恵委員はまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

続きまして、去る1月13日に、林野庁幹部職員の異動がございましたので、新任の幹部を紹介させていただきます。

最初に、黒木林野庁次長でございます。

続きまして、岡島林政部長でございます。

なお、前田新長官は、ただいま国会に呼ばれておりまして、後ほど、間に合えばこちらに来ることになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

木平会長 本日は、委員並びに各部署の幹事の皆様方におかれましては、お忙しい中御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は福本農林水産大臣政務官が後ほどお見えになる予定になっております。

それでは、議事に入る前に林野庁次長から御挨拶をお願いいたします。

黒木次長 先ほどお話がありましたように、林野庁長官はただいま国会で答弁のために出席しておりますので、私から、長官の挨拶文を代読させていただきたいと思っております。

林政審議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は、森林・林業基本法第10条に基づき、「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」についてお諮りし、皆様に御審議いただくとともに、「平成15年度森林及び林業の動向に関する年次報告」、「森林及び林業の動向」、「森林及び林業に関して講じた施策」につきまして御説明申し上げます。今回の年次報告では、木材利用、特に国産材利用の今日的な意義を提起するなど、木材、森林・林業、山村の各分野における今後の施策の展開方向やその必要性について広く国民の理解が深まるよう努めております。

また、地球温暖化の防止に向けて森林によるCO₂吸収目標3.9%を確保するため、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理保全、木材及び木質バイオマス利用の推進等に取り組んでおります。後ほど御説明いたしますが、本対策はステップごとにその進捗状況について評価・見直しを行うステップ・バイ・ステップの考えに基づき施策を推進しており、平成17年度からの第2ステップに向けまして、今後、これまでの取組等を評価、検証し、追加的対策等の検討を進めてまいる考えであります。

さらに、森林整備事業と治山事業の適切な役割分担の下に、森林の整備・保全を着実に推進していくための新たな公共事業長期計画であります「森林整備保全事業計画」につきまして、後ほど御説明いたします。本計画では計画策定の重点を従来の投資規模から事業を行うことにより目指す成果に変更することとしております。

このほか、現在、開会中の通常国会におきまして、森林の有する多面的な機能の持続的発展を図り、また、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進していく観点から、健全な森林の整備、保安林の適切な管理保全、国民参加の森林づくり等の施策を総合的に推進するための措置を講ずるため、森林法の一部を改正する法律案を提出しております。この法案の概要と、法改正に伴い必要となる全国森林計画の変更につきましても、後ほど御説明申し上げます。

委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶にかえたいと存じます。

平成16年3月22日

林野庁長官 前田直登 代読

よろしく願いいたします。

木平会長 ありがとうございました。

それでは、議事を進めたいと思います。

まず議事の第1番目、「平成15年度森林及び林業の動向に関する年次報告」（案）について。これにつきましては、施策部会において論議をいたしました。そこで、その施策部会での検討経過の概要について、私から報告いたします。

「平成15年度森林及び林業の動向に関する年次報告」、いわゆる白書につきましては、昨年の6月、10月、それから、今年に入りまして2月、3月、計4回開催いたしまして検討いたしました。

まず、第1回、6月19日、随分早い時期からなんですけれども、第1回の会合では、第1部の森林及び林業の動向の策定にあたって、特に取り上げるべき項目を審議いたしました。そこでは

多くの意見が出されましたが、「木材利用のシステムが確立されるような、将来の木材利用の姿を示したい。あるいは、人工林を木材資源として利用することの重要性、木そのものの魅力、木が作り出す空間の魅力、こういうものが伝わってくるような記述が必要ではないか。そして、木材産業に関する過去の評価を行った上で今後の方向性を示すべきである」など、いわば木材利用に関する意見が多く出されました。

第2回は、昨年10月28日に開かれまして、第1回の意見を踏まえて事務局から「森林及び林業の動向について」の概案が示されました。そこでは、「木材の特性と木材の利用の意義を消費者の視点からわかりやすく解説していく。そして、我が国の風土に合った新たな木材利用の形を提起したい。そして、それを特集テーマとして取り上げたい」という案が示されました。また、年次報告の構成、各章の主な記述事項の案も示されました。

これに対して委員から、「建築士への木材に関する教育が不足しているのではないかと、そういった点から木材利用の拡大の課題についてもっと記述すべきだ、あるいは、木材の品質や性能、価格、購入方法といった、木材に関するさまざまな情報を提供しながら、木材に対する消費者のニーズを把握すべきだ、あるいは、双方向の情報戦略が必要だ」等といった意見が出されました。

「なぜ木材が、特に国産材が使われないかについての分析が必要である。あるいは、消費者の視点が重要であるが、国民に向かってもっと木材に関する問題提起や話題提供をする必要がある。そして、国産材をもっと使わないと日本の森林は守っていけない、適切な森林利用こそが環境を救うものだというようなところを強調すべきだ」という意見が出されまして、木材利用を今回の特集テーマとして取り上げることが了承されました。

第3回は今年に入りまして2月5日、第4回は3月5日と続けて審議が行われました。最後の施策部会では、これまでに修正された「森林及び林業の動向」の案に加えまして、年次報告の第2部になります「森林及び林業に関して講じた施策」についても審議いたしました。

これらの会合におきまして、特集テーマの木材利用のほかに、第4章以下についていろいろな意見が出されました。「森林組合の現状の分析、それから、現在進められている改革の課題を明確にすべきだと。里山の整備あるいは山村の活性化におけるボランティアの役割の重要性、あるいは、世界の木材需給に大きな影響を与えている中国の状況について、あるいは、住宅需要の増大、オリンピックあるいは万博、そういったものに向けての建設需要の増大といった背景も記述すべきである。あるいは、林業普及指導制度の必要性といったことについても記述すべきだ」という意見が出されました。これらをまとめた成案が本日お見せするものでございます。

このほか、4回の施策部会を通じて非常に多くの意見が出され、熱心な議論が行われました。

なお、第2部になります「森林及び林業に関して講じた施策」については、特段の意見はございませんでした。

以上が、検討経過の概要です。

それでは、続きまして、その内容にあたります当年次報告の案である第1部、森林及び林業の動向、それから、第2部の森林及び林業に関して講じた施策の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

新木企画課長 企画課長でございます。お手元に資料を配付させていただいております白書関係につきましては、1が年次報告、2が講じようとする施策、3が要旨となっております。それから、4以下は、その他説明事項ということで、4-1から4-4までが森林整備保全計画関係の資料、5が地球温暖化森林吸収源10カ年対策の推進状況の資料、6も枝番がついておりまして、6-1と6-2になっておりますが、森林法改正の法律案の関係、7が全国森林計画の変更となっております。そのほか、参考といたしまして、内閣府の世論調査の概要が8-1、8-2でございます。

お手元に資料がないようでしたら、補充いたしますので、よろしくをお願いいたします。

では、資料3を御覧いただきたいと存じます。1ページを開いていただきますと、「森林及び林業の動向に関する年次報告書 第1部 森林及び林業の動向」とございます。

2ページに「基本認識」とございます。今回の白書においては、新たな「木の時代」を目指してということで、木の利用を第1章の特集として取り上げておりますが、特集といたしました基本的な認識を書いております。また、第1章から第2章までのポイントを記しております。

5ページにまいりまして、トピックスでございます。トピックスは、平成15年度の特徴的な出来事を6項目紹介しております。

まず6ページでは、中国や韓国への木材の輸出を取り上げております。これは、宮崎県から丸太を中国に輸出するという動き、あるいは、鹿児島県からプレカット材等を韓国に輸出する動きがございます。この動きをトピックの最初に取り上げたものでございます。

7ページは、トピックスの2番目、木材利用拡大に向けた行動計画の策定でございます。これは、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に位置づけられている木材利用の推進ということで、農林水産省が昨年8月、木材利用拡大行動計画を策定いたしました。いわゆる「隗より始めよ」ということで、自ら公共事業等における木材利用を進めるという記述でございます。

8ページにまいりまして、ボランティア団体との連携による森林づくりでございます。これは、近年活動が活発になっております森林ボランティア団体の活動について記述を行ったものでござ

います。

9ページでございますが、我が国独自の森林認証制度の創設を取り上げであります。これは、持続可能な森林経営を森林認証ということで認証いたしまして、それから、その森から出てくる木材等についてラベリングを行いまして、消費者が選択できるというものでございます。世界的にはF S C、P E F Cをやってきたわけでございますけれども、昨年、我が国独自の認証制度ができました。「S G E C」と書いて「エスジェック」と読みます。これについて記述をしたということでございます。

それから、10ページは、違法伐採について、我が国とインドネシアとの間で共同発表及びアクションプランを昨年6月に策定いたしました。これは違法伐採に関して先駆的な取組となりますので、その記述を行ったわけでございます。

トピックスの最後は、「緑の雇用」の推進でございます。現在、厚生労働省で雇用対策といたしまして、「緊急地域雇用創出特別交付金事業」が行われておりますけれども、林野庁はこれと連携して取組を行っております。その関係で、地域への定着を促進する「緑の雇用担い手育成対策事業」をやっております、平成15年度には約2,400名の研修を行っておりますので、その旨の記述を行ったということでございます。

以上がトピックスのご紹介でございます。

それでは、本文の要旨にまいります。14ページから、特集章である第 章、新たな「木の時代」を目指してということを書いております。

まず最初に、木材に代わる製品の進出とありますけれども、ここでは身近な材料として利用されてきた木材について、長期的には使われなくなっている状況や要因を明らかにいたしております。それから、2番の健康と環境をまもる木材でございます。現在の社会では健康問題とか環境問題といった問題が起こっているわけでございますが、その解決といたしまして、木材利用、特に国産材の利用が有効であることについて記述を行っております。

16ページにまいりまして、3番の木材の新たな利用の動きでございます。そのような現在の問題に対しまして有効な木材でございますが、利用面ではいろいろと起こっているわけでございます。まず、木材の利用を売りにした住宅、あるいは、大規模建築への木材の利用など、無垢の木材の利用が見直されております。それから、集成材や木質ボードの利用が広がるなど、多様な建築資材が使われるようになっているということでございます。

次のページにかけまして、木材の新たな利用、あるいは、新素材が生み出されているということで、木材の利用範囲が確実に広がっております。お手元に紙製の缶入りのお飲み物を用意して

おりますけれども、この紙製品も間伐材の活用ということで動きがございます。

まとめでございますけれども、新たな「木の時代」を目指してということで、18ページに記述しております。19ページの下グラフにございますように、森林蓄積は今はかなり多くなっておりまして、我が国の木材資源は利用段階に入り、潜在的な供給力は向上しております。そういう状況の下で、先ほどから申し上げておりますように、木材は健康や環境を守る上でさまざまな特徴を持ってありますし、また、利用範囲も広がっております。

そういうことから、木材は環境への負荷の小さい「環境素材」である、あるいは、人に健康で快適な癒しの空間を提供する「健康素材」である。あるいは、意匠性の高い空間をつくり出す「優美素材」である。あるいは、風土や文化と深く関わり合い、特色ある地域社会づくりに貢献する「風土素材」である。あるいは、我が国の国土の7割を占める森林から生産される「自己素材」であるというようなことが言えるのではないかと。

こういった木材の今日的な意義をしっかりと認識いたしまして、現代の木材利用のニーズを踏まえた上で、新たな「木の時代」を創造していく必要があるのではないかとというような提言になっております。

特集章の説明は以上でございます。

それから、20ページにまいりまして、第 章でございます。第 章は、第 章が木の利用を取り上げましたので、それとの関係で、木材産業あるいは木材需給ということを取り上げております。第 章は、木材の利用を支えるための供給側の状況、あるいは、木材の需給、あるいは、その安定供給体制の整備ということで課題を記述いたしております。

22ページにまいりまして、国産材供給の動きということで、中国への丸太の動きなどを取り上げております。また、木材需給につきましては、木材価格が低下して用材自給率が18%になっていること、あるいは、合板用の丸太は国産材が伸びていることなどを記述いたしております。

24ページにまいりまして、第 章でございます。第 章は森林整備・保全と国際貢献でございます。1番といたしまして、地球温暖化防止へ向けた動きでございます。これは、現在、「10カ年対策」を着実に実行しているということ。しかしながら、現在の整備量では3.9%の目標を下回る恐れがあるということ。それから、昨年12月に内閣が行ったアンケートでは、地球温暖化防止のための森林整備の費用負担につきまして、「国民全体で負担する」、あるいは、「排出割合に応じて企業や国民が負担する」というものが多くなっているということを取り上げております。2番は森林整備・保全の動きでございますけれども、これにつきましては、緊急間伐5カ年対策、あるいは、今後、森林整備保全事業計画を策定する予定であること。あるいは、

地方で独自課税というような動きがあることを記述いたしております。

26ページにまいりまして、3番、ボランティアによる森林づくりのひろがりということで、特にボランティアの関係について大きく取り上げております。それから、世界の動きでございますけれども、先ほども申し上げましたインドネシアとの間の違法伐採の取組とか、森林認証・ラベリングの動きなどを取り上げております。

28ページをお開きください。第 章でございます。林業経営をめぐる動きでは、29ページの図 - 1 にありますように、最近では不在村林家が多くなっていること、また、不在村林家における施業の実施割合が低くなっているということを取り上げております。また、森林組合につきましては、その下の図 - 2 のグラフにありますように、雇用の受け皿として重要な存在になっているということでございますけれども、森林組合は非常に脆弱な基盤でございます。現在、「森林組合改革プラン」を策定し、改革を実施しているという記述になっております。

30ページにまいりまして、林業労働量をめぐる動きということで、先ほどトピックスで申し上げました「緑の雇用」を取り上げております。31ページには、和歌山県の活用事例を取り上げております。それから、3番といたしまして、山村について書いておりますけれども、ここでは山村の活性化に向けた新たな価値ということで農林漁村の景観を取り上げておまして、これが地域資源の新たな価値として注目されている等の記述を行っております。

32ページにまいりまして、第 章は国有林でございます。国有林につきましては、ご承知のとおり約5カ年の集中改革を行ってきたわけでございます。その間、民間委託の推進とか職員数の適正化等により、新規借入金を減少させてきたということで、その約5カ年の取組について記述しております。

34ページでございますが、「国民の森林」に向けた取組を種々行っております。例えば、新たな保護林の設定、「緑の回廊」の設定、あるいは、民有林との連携、それから、学校の活動のための「遊々の森」の設定、ボランティアのための「ふれあいの森」、あるいは、伝統文化に貢献する「木の文化を支える森づくり」等を行ってきたというような記述をいたしております。

第2部は、森林及び林業に関して講じた施策でございますけれども、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明について委員の皆様方から御質問等伺いたいと思います。

はい、どうぞ、古河委員。

古河委員 林業経営者協会の古河でございます。

この白書を拝見いたしますと、木材の利用を重視されたということ、それから、森林の保全整備を行って何とか京都議定書の3.9%を確保しようと、こういう計画でございまして、この内容について、特に木材の利用についての重要、その他大変結構だと思うんですね。その点については何も申し上げることはないんですけども、それじゃ民間の林業の実態はどういう状況かと申しますと、ご承知のようにここ数年、木材価格は下落して、木材の需要も減少しております。さらに、ここ二、三年、補助金が大幅に減になっているという状況でございまして、白書にもございましたけれども、価格は約1/5まで下がっている。そして、補助金が、秋田県は昨年30%の補助金のカットでございましたが、私のところを例にとりますと、50%以上のカットなんですね。こういう事態で林業はもうやっていられないという状況でございます。

私ども林経協も毎年脱退する方が多くて、500万から1,000万ぐらいの収入減になっております。支払いをされない方のお話を伺うと、業としてはやらない、林業はやめたという方が半分ぐらいいらっしゃいます。もう一つは、公庫なんかから4%とか5%のお金を借りて、林業投資はマイナス投資でございますから、その返済あるいは元本の返済に追われて、木をどんどん切って返済にあてていると。これが遅れると14.5%の金利がかかるという内容でございますので、とてもそういう方に会費を払えとも言えません。そういう方も多数いらして私ども民間の団体は存続できない。

私どもの収支も来年は1,000万ぐらいの赤字になると見ておりますので、解散を視野に入れているという状況でございます。業として存在しないなら、業界なんかないんだから、協会団体なんかなくてもいいんじゃないかという意見も盛んに出ております。私は、最後の努力というわけではございませんが、何とか林業を業として存続させることが考えられないかということで、林業経営者協会としては、今までは5つの分科会を設けていました。持続可能な森林の経営と管理の分科会、国産材の需要拡大分科会、税と金融の分科会、そして、新しいいろんな林業政策がございまして、複層林とか混交林といったものの施業の分科会、そして、企画分科会と、5つの分科会を設けておりましたけれども、これもやめて、業として再生できるかできないかに1年かけてみようということにしております。

具体的には、森林の価値をどうしたら上げることができるか。価値がなくては投資する人もいませんから、経済的な価値ばかりではなくて、環境的な価値、あるいは、森林の持つ機能的な価値、これをいろんな形で上げることができれば、将来、多少でも投資しようという光が見えれば森林は蘇ると思うんですね。これができなければ、日本の森林を何とかしようと思っても駄目じ

やないのかと。私どもは駄目じゃないかと思っていますけれども、山村だって難しいんじゃないかなと思うんですね、業として復活しなければ。

この内容は私としたりこれ以上できないのではないかと思いますけれども、実際の民間の林業の立場から言うと、そういったものをもう少しご理解いただいて、ご尽力いただくというか、我々も努力しますので、そういった方向を出していただければありがたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

古河委員 特に質問ではございませんから、別にここでというようなことは結構です。

木平会長 御指摘の趣旨もかなり厳しくと言いますか、木材という経済的な価値を上げないと林業が再生していかないという観点と同時に、木材だけではなくて、新しい森林の価値あるいは山村の価値ということについても記述したつもりです、不十分かも知れませんが。

どうぞ。

恵委員 ただいまの古河委員のお話と合わせて、概要版の18ページに5つの材としてのマテリアルの視点がありまして、施策部会でもいろんな観点から皆様の御意見が出てこういうふうにとまとってきたんだと思うんですが、これを実際につなげていくコーディネーションと言いますか、事実上こういう箇条書きに書き上げたことを、18ページの最後の行にある国産材の利用を社会全体で進めることが重要であると、その進める主体をぜひはっきりと林野庁及び林野庁の応援団と言いますか、日本の社会の中で森林・林業について心を痛めている人々にもっと刺激的に伝わるように、ぜひこの結果を広げていただきたいし、私たち関わりのある者としても大いに広げたいと思うので、こういうところの資料を子供たちから地域の人々やいろんな人に、大きな冊子ではなくていいので、何らかの届ける対策もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

どうぞ。

新木企画課長 今の御指摘でございますけれども、私どもは白書におきまして、こういうふうにマテリアルということであれしますので、できたらそういうイメージが浮かぶような写真というような御意見がこの前ありましたので、そういうものも出していきたいと思います。特に、おっしゃいますように、実際の広報につきましては、できるだけいろんな媒体にこういうところを強調してやっていきたいと思っております。また、その工夫も努力したいと思っております。

木平会長 ほかによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 木材資源といったものがこれからますます貴重になるのではないかと考えており

ます。私は製紙業にかかわっておりますけれども、現在、世界で使われている紙は3億3,000万トンぐらいでありまして、これが2015年になりますと、4億6,000万トンということです。資源としては古紙の回収と木材繊維ということになります。そういう意味で、製紙業は、国内の資源に頼らない体制を昭和30年後半あるいは40年にかけてそういう格好ができ上がってきておりますけれども、環境問題も厳しくなってきた中で、もう一度しっかり見直して。

今、林業をやっていけないというお話がありました。何とか具体的にそういうことにならずに、一番末端の部分で我々が受け皿になれるチャンスがあるんだろうと思って、間伐材を使う、あるいは、製材のくずを我々が使うというような格好で、世界の資源がどんどんなくなっていく中で、日本の材をどううまく使っていくかということを具体的に議論させていただく問題があるだろうと。

それについて、違法伐採の問題がここに触れてあります。インドネシアの違法伐採が書いてありますけれども、これは木を持ってくるということがポイントになっているだろうと思うんですね。紙の分野でいきまして、違法伐採をした木材からつくられた紙が日本にどんどん入ってきているというのも事実です。皆さんもお使いいただいていると思いますけれども、コピー用紙というのはここ数年であつと言う間に日本のマーケットの30%になりました。これのほとんどがインドネシアからきているんですが、これもかなり違法伐採でつくったものが日本に入ってきているということです。こういったものも含めてきっちり規制することによって、回りまわって日本の森林資源が価値を生むということになるかと思しますので、その面からもぜひ注意をしていただきたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

バイオマス利用あるいは木材の新しい功利的な利用、それからまた、世界的な木材の循環ということについて留意するようという御意見、ありがとうございます。

ほかに。

それでは、ほかに意見、御質問がないようですので、平成15年度森林及び林業の動向に関する年次報告(案)の第1部、森林及び林業の動向、第2部、森林及び林業に関して講じた施策について、ご了承いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木平会長 ありがとうございます。

異議なしということなので、そのようにさせていただきたいと存じます。

次に、「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)につきまして、農林水

産大臣の諮問をいただきたいと存じます。

それでは、農林水産大臣の諮問を林野庁次長から代読していただきたいと思います。

(林野庁次長、農林水産大臣諮問代読)

林政審議会

会長 木平 勇吉 殿

農林水産大臣 亀井 善之

「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)について

(諮問)

森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第10条第3項の規定に基づき、別添「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)について、貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

木平会長 審議させていただきます。

それでは、今、諮問いただきました「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)につきまして、施策部会において論議をいただいております。その検討経過の概要について、私から報告いたします。

これにつきましては、施策部会では次のように審議をいたしました。「講じようとする森林及び林業施策」は、森林・林業基本法の規定に基づいて政府が毎年森林・林業の動向を考慮して予定されている予算措置、立法措置等を取りまとめたものです。施策部会では、第1回の会合において今後講ずべき施策について、また、第3回の会合では作成の基本的な考え方について、第4回の会合で本文案について、それぞれ審議いたしました。

委員から特段の御意見はございませんでした。

以上です。

それでは、その内容について事務局から御説明をお願いいたします。

新木企画課長 先ほど見ていただきました資料3の37ページ以降に「講じようとする施策」の要旨がございますので、ごらんください。

38ページをめくっていただきまして、「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」の位置づけから御説明いたします。森林・林業基本法第10条第2項に基づきまして、動向編として取りまとめられる「森林及び林業の動向」を考慮して取りまとめ、閣議決定の上、国会に

報告されるものでございます。

具体的には16年度の予算案、それから、今国会の提出予定法案を森林・林業基本計画の構成に沿って記述いたしております。

なお、政府は、作成にあたりましては、「林政審議会」の意見を聴くこととされておりまして、諮問、答申を受けるということになっております。

総論でございますけれども、平成16年度は、森林に対する国民の要請に的確に応えられるよう、森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止吸収源10カ年対策」をはじめとする森林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、所要の措置を総合的に講じていくことが必要であるということでございます。

具体的な施策は7本の柱からなっております。1番目が、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全でございます。これにつきましては、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮に向けた森林の整備及び保全、それから、森林の荒廃を防止するための治山施設の整備等、それから、地球温暖化防止に向けた森林整備に対する国民からの支援意識の醸成に向けた施策等々が内容となっております。

2番目は、都市と山村の共生・対流の推進等による山村振興ということ。3番目といたしましては、林業の持続的かつ健全な発展の確保の施策。4番目といたしまして、林産物の供給及び利用の確保。5番目といたしまして、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及。6番目は、国有林野の管理経営。7番目といたしまして、森林・林業分野における国際的取組の推進でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

木平会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明のありました「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」（案）につきまして、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

栗原委員 先ほど古河委員から「今、林業の民間は非常に苦しい」というお話がありました。私たちは実際に山村に住んでいる人のグループと一緒にやっておりますけれども、そういう中で、2番の都市と山村の共生・対流の推進というところの山村の振興というのは非常に興味があります。古河委員さんのように大きな山持ちさんはほかの事業をやっていらっしゃるし、私たちに言わせると小回りがきかないというんでしょうか、そういうことがありますけれども、私たち女性を中心とした団体や山村に住んでいる人たちは、何かやりたいけれども、人がいない、それ

が一番の悩みのタネですので、共生して対流を推進していくという振興策は非常に期待をしているわけです。

私のところも都会から人が来てくれますと、それだけで山村が少し元気になったような気がするということがありますので、木材生産だけではなくて、森林がいろいろな面で利用できるような施策をぜひ考えていただければと思います。森林療法というような方面も地域の人たちは期待をしております、そういう使い方もあったんだと。また、何かをつくってみようとか、子供たちを受け入れるのには態勢をどうしたらいいとか、山村に住んでいる人たち自身も考えておりますので、この振興をぜひ進めていただくようお願いしたいなと思います。

意見とも要望ともつかないことですが、山村は住んでいる人たちがいなくなって困っている、その人たちがなくなったときにはもう日本の山が駄目になるときだと私は思っておりますので、ぜひこの振興策を進めていただきたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

第2項の都市と山村の共生、これを大いに強力に進めていただきたいと。お願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

加倉井委員 今、具体的な施策というお話を伺ったんですが、施策の裏づけになるのは財政措置だと考えておまして、資料2の3ページの財政措置というところをざっと見ましたら、詳しく知っているわけではないんですけども、ここの記述をざっと見た限りでは、公共事業が前年比で100億ぐらい減ってしまっていて、非公共事業が十何億かプラス。そして、国有林野事業の歳出が非常に重点的というか、220億ぐらいプラスになっていますね。つまり、財政の裏付けの方からという、この具体的施策の中で国有林野に非常にウエートをかけているというふうに見えるんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

つまり、先ほどの栗原委員の指摘などもありまして、もちろん国有林野も大事なんですが、これを中心にしてやっていくという決意のあらわれなのか、それを伺いたい。

木平会長 整備部長、お願いいたします。

梶谷森林整備部長 今の御質問にお答えしたいと思います。

今回、16年度予算編成にあたりましては、公共事業等につきましては概算要求では一定の割増で要求ができたわけですが、最終的には全体的に3%減ということは初めからの予算でございます。2つ目に、概算決定の間際になって、政府全体で1兆円の地方公共団体向け補助金を削減するという方針が出されました。そういう中で予算を組み立てることが必要になります。

つまり、削減の対象となったのは、地方公共団体を通じて行う補助金ということになりまして、その関連で国有林以外の部分は大きく削減の対象になったということです。

ただ、全体の中で森林・林業はどうだったかと言いますと、もちろん減少はしています。一般的なものと同じように減少はしているんですが、例えば公共事業で見ても、政府全体で96.5%なんですが、林野関係の部分では97%にとどまっている。しかも、その中で、森林整備にかかわる事業については100.05%ということで、減らされるどころか若干の伸びを出すことができた、こういう状況です。

加倉井先生の御指摘に対しましては、地方向けの補助金が大きくカットされる中で、こういう結果になっているということでご理解願いたいと思います。

木平会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見いただきたいと思います。横山委員、どうぞ。

横山委員 林業の復活ということについていろいろな施策が考えられると思うんですが、一番力を入れている施策としては何なのかということがわかりにくいのではないかなと思うんですが、その点、何かお考えがございましょうか。いろいろ書かれていますが、先ほど古河委員から出たように、実際にこのまま推移して民間の主体が担い手になり得るのかどうか、その辺の見通しも厳しいものがあるんじゃないかなと思うんですが、どのような施策が今後10年あるいは20年のスタンスからして望ましいのか、その辺のお考えがあればお知らせいただきたいと思います。

木平会長 では、林政部長の方からお願いします。

岡島林政部長 まず長期的な視点という意味では、森林・林業基本法に基づく基本計画という形で各般の施策をやっていくということであろうかと思えますし、短期的に見ますと、先ほど来縷々申し上げている、これからもまた御説明します「地球温暖化防止対策のための森林吸収減10カ年対策」の中で、森林をきちっと整備していくということでありまして、そのために、古河委員あるいは鈴木委員、あるいは栗原委員からもありましたように、公的セクターだけでなく、林業がきちっと振興していく、あるいは、山村がきちっとしていくということも必要であろうけれども、まず国民に対してきちっと訴えるべき点が森林の整備であるというような整理で今回出させていただいたところでございます。

木平会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見があれば。

それでは、御意見も出尽くしたようなので、この辺で審議会といたしまして取りまとめを行いたいと思います。

本日、農林水産大臣から諮問のあった「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)につきまして、修正を求める特段の意見がございませんので、適当である旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木平会長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

なお、字句の修正等については、もし必要があれば、会長一任ということをお願いしたいと思います。

ただいま、答申文の案をお配りいたしますが、ご確認をお願いいたします。

(答申文(案)配付)

答申文の案につきましてご確認いただいて、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木平会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから福本農林水産大臣政務官に答申をお渡ししたいと思います。

農林水産大臣 亀井 善之 殿

林政審議会

会長 木平 勇吉

「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)の答申について

平成16年3月22日付け林政企第96号をもって諮問のあった、「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)について、下記のとおり答申します。

「平成16年度において講じようとする森林及び林業施策」(案)について、別紙のとおり定めることが適当である。

よろしく願いいたします。

それでは、ここで福本農林水産大臣政務官からご挨拶をお願いいたします。

福本大臣政務官 本日は、委員の皆様には長時間のご審議、まことにありがとうございます。ご多用中にもかかわらず森林・林業白書について熱心にご審議いただきまして、我々農林水産省としましても、この提案をきちんと受けとめたいと思っております。

ご案内のとおり森林は、木材の供給のほか、国土の保全とか水源の涵養、自然環境の保全、保健、文化、教育的活動の場の提供など、多様な機能を有しております。特に、近年は地球温暖化の原因となります二酸化炭素の吸収源としての機能が注目されております。地球温暖化防止は世界各国が協力して取り組むべき課題でありますし、京都議定書で我が国が約束した温室効果ガスの削減目標を達成するため、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づきまして、「緑の雇用」等による担い手の育成を図りつつ、多様で健全な森林の整備・保全を着実に推進してまいりたいと思います。

また、林業を活性化するためには、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を通しまして、国産材の利用を進めていくことが重要であります。このため、農林水産省といたしましても、「農林水産省木材利用拡大行動計画」を策定いたしまして、公共事業における国産材利用に積極的に取り組んでまいります。

平成16年度を迎えるにあたり、本日答申いただきました「平成16年度において講じようとする森林・林業施策」の内容につきまして、着実な実施を図ってまいる所存でございます。委員の皆様におかれましては、今後とも森林・林業政策の推進全般にわたりまして、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成16年3月22日

農林水産大臣政務官 福本 潤一

以上でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

福本農林水産大臣政務官におかれましては、公務がございますので、ここでご退席になります。

(福本大臣政務官退席)

木平会長 それでは、引き続き議事を進めてまいります。

その他(説明事項)といたしまして4つございます。森林整備保全事業計画の策定について、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の推進状況について、森林法の一部を改正する法律案(概要)について、全国森林計画の変更について。

これについて、事務局よりまとめて御説明をお願いいたします。

山田計画課長 4点まとめて説明させていただきます。

最初に、森林整備保全事業計画の策定についてでございます。資料4-1から4-4までの資料があるかと思いますが、4-2と4-3を使って御説明させていただきます。

カラー版の大きい横紙をお開きいただきたいと思います。森林整備保全事業計画につきましては、基本方針といたしまして、そこにございますように、森林の果たしている役割、森林の整備及び保全の必要性、それから、基本的な方針。それから、事業実施にあたって留意する事項といたしまして、施策連携の強化、森林資源及び既存施設の有効活用等々、基本的には他の公共事業と横並びで書かせていただいております。

4 - 3の1ページ目に基本的な方針でのそれぞれの記述、2ページ目が事業実施にあたっての留意事項、そして、3ページ目が森林資源及び既存施設の有効活用、4ページにまいりまして、地域の特性、多様な主体の参加、事業評価、コストの縮減とありまして、4ページまでがその部分にあたるわけでございます。

前回、12月に概要について御説明しておりますが、4 - 2の第2章は、事業の目標及び事業量といたしまして、安心、共生、循環、活力の4つの視点で設定してまいりたいということでございます。その内容に従って、森林経営による吸収量として、地球温暖化の問題としての3.9%の確保を目指すというのがこの骨子ということでございますが、その具体的な内容につきましては、次のページからになります。

1枚めくっていただきますと、安心の指標でございます。左上の図表が示しますとおり、我が国の人工林の大半の資源はまだ未成熟な段階でございます。このようなことから、森林の整備・保全を図らなければ水土保持機能の発揮に支障をきたすことにもなりかねないわけございまして、いかに機能を保全していくのかということが1つの指標になるかと思っております。

右側の主な成果指標の上でございますけれども、水土保持機能が豊かな森林の整備・保全量ということで、現状の63%、このまま整備をしないと50%に落ちますので、66%まで維持向上させるということでございますし、山崩れ等の復旧、予防のところにつきましても、現状の4万8,000集落から5万2,000集落に増加させていくという指標を検討しているわけでございます。

3ページにまいりまして、共生の指標でございます。一番上の段が森林の多様性の維持向上についての指標でございます。これにつきましては、美しい景観に配慮しつつ多様な森林を造成するという観点から、針広混交林や複層林への誘導を目的とする森林造成の割合を増やすということで、一番右側にございますように、31%から35%に増加させます。

それから、真ん中の段でございますけれども、身近な生活環境の保全という観点からは、農地等を守っている海岸林や防風林を維持造成するという観点から、現在の延長7,000キロメートルを適切に保全していくという指標を考えているわけでございます。

一番下の段にまいりまして、森林に対するいろいろな要請があるわけでございますが、最近の

高齢化社会にも対応したバリアフリー歩道のある森林を整備していくことにより、都市住民の人々に森林とのふれあいの機会を与えるような場所を提供していく、ふれあう人を1,100万人まで増やしていこうということを指標としております。

次に4ページ、循環でございます。循環を基調とする社会の形成を実現するためには、森林はもともと植栽・保育・収穫という、右の方にありますように、サイクルを確保してことが大変重要なわけございまして、こういうことを確保していくことによって、木材供給が可能となるような育成林の資源量を増やしていこうということで、その下にございますが、成果指標としては1億2,000万立方メートルのそういう資源量を増やしていくということを考えているところでございます。

5ページ目は活力でございます。先ほど委員のご発言にもございましたけれども、活力ある山村社会をどう構築していくかということが非常に重要な課題でございます。山村の活力につきましては、もちろん森林整備上の重要地域でもございますけれども、非常に厳しい状況に置かれているわけでございます。そういう中でこれをどうやっていくのかということでございまして、成果指標としまして、そこにございますように、1つが現状の木材の利用量を増やしていこうと。増えている流域をもっと増やしていこうということでございまして、資源を積極的に利用していただいている流域の活動を倍増させていこうと思っているわけでございます。もう1つの指標が、そういう山村での定住条件等の整備しているところの指標を持つということでございます。これがそれぞれの指標でございます。

これは、4-3の閣議決定の案でいきますと5ページからになります。5ページの中段の事業目標の「安心して暮らせる社会の実現」、それから、6ページに入りまして、(2)の「森林と人とが共生する社会の実現」、そして、7ページの上の「循環を基調とする社会の形成への寄与」、(4)の「活力ある地域社会形成への寄与」ということになるわけでございます。

8ページ以降は、事業分野別の取組及び事業量でございます。この部分につきましては、森林整備事業と治山事業の取組の内容について、事業量の一部としての面積とか地区数、治山事業における地域数の記載をさせていただいております、それが10ページまでございます。

今後、この御説明をさせていただいた後、関係する省庁や都道府県の意見等を伺いながら、パブリックコメントを通じて国民の意見も伺って、よりよい計画になるように検討を重ねてまいりたいと思う次第でございます。いずれにいたしましても、森林の育成に長い年月がかかるということに対しまして、5年間の計画で成果指標を示すというのは非常に難しい作業でございますが、よりよい計画案を作成していきたいと思っておりますので、よろしくご審議いただければと思う次第

でございます。

それから、2番目が森林吸収源対策の進捗状況でございます。資料5をごらんいただきたいと思えます。地球温暖化防止のための国際的枠組みであります京都議定書においては、我が国は2008年から2012年までの第1約束期間に1990年水準よりも6%削減することを約束しているわけでございます。これを受け、地球温暖化対策推進大綱において、このうちの3.9%を森林によるCO₂吸収量として確保していくことを目標としているわけでございます。これを書いたのが1ページ目でございます。

次のページをお開けください。これを政府全体としてどうしていくのかということでございますが、一番上の枠組みにございますように、地球温暖化対策推進大綱をつくりまして、第1ステップ、第2ステップ、第3ステップと分けて、第3ステップの第1約束期間に向かっていろいろと取り組んでいこうということでございます。現在、平成16年度を迎えようとしておりまして、第1ステップの評価・見直しを行い、17年度以降の追加的対策の検討を進めるという時期に入ってきているわけでございます。これを現在やろうとするわけでございます。

3ページにまいりまして、左側でございますけれども、今の状況は2010年を、いわゆる目標達成のためにどうしていくのかというのを、システマ的には吸収量 - 木材供給量で3.9%になるという絵でございます。現状として、平成10年から12年ベースで推移した場合の吸収量確保の見直しを右側書いておりますが、まだ2.9%しかない。今後これを整備の必要なところは整備しながら3.9%にもっていくということでございます。今、13年分、14年分、14年までの整備実績を集計して見直しを算定しているところでございまして、まとめ次第公表したいと考えておりますが、まだ作業中ということでお許しいただければと思う次第でございます。

次の温暖化大綱の見直しでございますけれども、先ほど言いましたように、平成16年度までの取組みを評価して、17年度からの第2ステップ以降に向かってどういうふうに対策を見直していくかということでございますが、個々の見直しのスケジュールは、右の方にございますように、16年6月に本審議会等の意見を踏まえて今後の対応策の取りまとめをしたいと思っております、最終的には17年度末の改定地球温暖化対策推進大綱の決定に向けて必要な事項が反映されるよう努力をしてみたいと思っております。

この表では第1ステップの成果と取り組むべき課題というふうにとまとめておりますが、例えば健全な森林の整備のところでは、左側の枠の上から2番目、緊急間伐5カ年対策の推進を12年から16年にかけてやりました。その次の枠で、緊急間伐はどうなったかと言いますと、1年間に30万ヘクタール間伐をやりました。これは従来の1.5倍です。しかし、右側の今後取り組

むべき課題の一番上でございますが、まだ6～7齢級、25年生～35年生の人工林の4割は間伐が10年間未実施という状況にありますので、今後も必要な間伐の解消に取り組んでいかなければいけないと考えております。

こういうことをそれぞれの項目ごとに評価・見直しをしながら、次の対策を打っていかうという検討をさせていただいているところでございます。本日は、今、こういう状況の検討をしているということの御説明にとどめさせていただければと思う次第でございます。

それから、下の方にある資料は、その詳しい内容をレビューしているものでございまして、ご参考にしていただければと思っております。

次に、資料6-1、森林法の一部を改正する法律案についてでございます。今国会に出させていただきますが、法案の主な点について御説明申し上げます。地球温暖化防止森林吸収源対策を推進していく観点からも、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり等の施策を総合的に推進するための改正ということでございまして、4つございます。

2.(1)、要間伐森林制度の改善でございます。要間伐森林制度というのがありますが、この中では、 に書いてございますように、所有者等が施業の勧告に応じない場合は、権利移転等のほか施業委託についても協議すべき旨を勧告できるように追加するわけでございます。それから、権利移転等の協議を経まして、都道府県知事の調停によっても応じない場合には、分収育林契約の締結に係る裁定制度の発動要件を緩和するということとあります。

(2)が特定保安林制度の恒久化でございます。特定保安林制度というのは、保安林の中で機能が低下した保安林を特定保安林として指定しまして、 にございますように、特定保安林のうち早急な施業を必要とする要整備森林について実施すべき施業の方法等を地域森林計画で明示いたしまして、 にございますように、同じように要整備森林に係る施業の勧告とか権利移転等についての協議の勧告をすることなどがございます。こういう制度が保安林整備臨時措置法という法律にあったわけでございますが、昭和29年から4回延長しまして、50年たっているものですから、今日の状況に応じて森林法に移させていただくということでございます。それに加えて、 にありますように、保安施設事業を行う場合の手續の簡素化の措置もあわせて講じるということでございます。

それから、(3)、施業実施協定制度の拡充でございます。要は、森林ボランティア活動等を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者等とが締結する協定を市町村長が認可するという制度をつくるわけございまして、ボランティア活動を大いにやっていただくための制度を今回導入するということとございます。 に書いてございますように、対象となった者に対する協定

の承継効を措置しているという制度でございます。

それから、(4)が林業普及指導体制の見直しでございます。林業専門技術員と林業改良指導員の資格の一元化の措置を今度の法改正で講じることとしております。

この4月1日から施行(林業普及指導関係 17年4月1日施行)するということで、国会で審議されることとなっております。

それから、もう1点、資料7をごらんいただきたいと思います。全国森林計画の変更についてでございます。昨年の秋にこの審議会におかけして変更したばかりでございますけれども、先ほど言いました森林法の改正の中の特定保安林制度を保安林整備臨時措置法から森林法に移す関係上、全国森林計画の中に指定の基準等を入れる作業をしなければいけないということでございまして、事務的な変更というふうに考えていただければと思います。

次のページをお開けいただきますと、何を追加するかということでございますが、特定保安林の指定の基準として、機能が低位な保安林というのは、 、 に書いてあるような保安林ですよということとか、そういうものをどうやって整備するのかということ、そこに書いてあるようなことを追加させていただきたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、4月にパブリックコメントを聴取したり、先ほどございました5月頃の林政審議会で諮問・答申を受けて閣議決定に持ち込むというようなことを考えているところでございます。

以上、4点でございます。

木平会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の皆さんからの御質問、御意見をいただきます。

まず、説明事項の の森林整備保全事業計画の策定について、これに関しての御意見、御質問をお願いいたします。資料の一番最初のもので。

はい、どうぞ。

横山委員 少し教えていただきたい点がございまして。森林整備保全事業計画の目標の4つについて、それぞれ数値目標が挙げられておりますけれども、この意味づけをどういうふうに理解したらいいのか教えていただきたいと思っております。それから、4-2の一番最初の資料で、こういうような4つの目標を、それぞれ数値目標を挙げてあって、それが実現できると、下の3.9%の確保というんでしょうか、森林吸収源10カ年対策が実現するという、この関係性がどういうふうに結びついているのかということについてお教えいただきたいと思っております。

木平会長 それでは、計画課長、お願いいたします。

山田計画課長 この計画は5カ年計画でございます、一方、温暖化の対策は10カ年ということで、時間的なずれがあるということでございますが、いずれにいたしましても、地球温暖化防止の吸収源対策を私どもは達成しなくちゃいかん、達成するためにこの事業計画もそこに向かっての努力の一步である、一環であるという位置づけをもたせていきたい。ただ、両方に時間的なずれがございますので、なかなかリンクした説明にはならないということでございます。リンクさせる努力を一生懸命やっているというのが実態でございます。

木平会長 どうぞ、横山さん。

横山委員 それはよくわかったのですが、例えば3ページで主な生活指標として、多様性との関連があるのかどうかわかりませんが、31%から35%と。それから、その一番下の指標が700万人から1,100万人というように、目標がそれぞれ掲げられていて、非常に明確で、こういう目標を掲げることについては高く評価するのでございますが、国民から「なんでこういう数値になったんでしょうか」という御質問が出たときに、それなりの意味づけがされているかどうかということだけでございます。

木平会長 それでは、整備部長、お願いいたします。

梶谷森林整備部長 先ほどの計画課長の補足説明をさせていただきたいと思っております。この森林整備保全事業計画というのは、公共事業にかかわる計画ということで、施策全般にかかわるものではないということがまず1点。それから、我々が土台にしていますのは、森林・林業基本計画の達成というのが頭にあります。この基本計画を達成すれば3.9%確保できると。このような説明をこれまでしてきたところでございます。そういう中でこういう指標を上げております。

森林整備にかかわる部分については、先ほど御質問のありました多様性の問題がありましたが、森林・林業基本計画では複層林化を今後相当進めていくという計画になっています。その手段として公共事業の中でそれに取り組んでいくという姿勢をみせたものであります。それから、先ほど言いましたふれあう点につきましても、基本計画の中で参考の目標としてバリアフリーを持った森林施設を10年後1,000カ所設ける。それに結びついた形で、都市周辺を考えた場合、この人数を受け入れるような施設をつくれるのではないかとということで、こういう目標をやっております。したがって、森林・林業基本計画という接点で、3.9%にもきちっと対応しているということをご理解願いたいと思っております。

木平会長 よろしいですか。

私の方からよろしいでしょうか。整備の目標が数字だけではなくて絵でかいてあるので非常に

わかりやすい。そして、これはかなり強力な目標になるのではないかと思うわけです、絵自体が。そこで、3ページ一番右の上に、先ほどから話に出ています生物の多様性とかいったことから、針広混交林とか複層林への誘導という絵がかいてありますね。この絵の右は単木的な混交林か、人工林の中に広葉樹が侵入してきたかと、こういう絵だと思うんですね。

それから、次の4ページ、循環林の方では木材生産をやるところの概念図がかいてありますね。これはまさに針葉樹のみの地域であって、こういうところで循環をやるんだと。概念としてはそういうことなんですけれども、これを鵜呑みにされるとまずい。生産林の中でも混交林あり、あるいは、広葉樹林あり、天然林も存在すると、そういうものが日本の目標とする整備の目標であり、現実の姿ではないかと思えます。

それから、先ほどの複層林あるいは単木的な混交林だけではなくて、単層林が混じっていると、いわゆるモザイク的なものもこの中に含まれるのではないかということで、絵が余りにも強力になりすぎて誤解を生まないようにお願いしたいと思えます。

はい、どうぞ。

恵委員 2ページの右側の主な成果指標に示されるように、森林の成長にかかわっては5年とかいうようなオーダーで考えるのは厳しいので、長時間の指標の大きな流れをベースにして今回の5カ年はこんなふうになっていますという大きいトレンドが。例えば交流人口が700万人から1,100万人と書かれている、その数値は頭打ちで1,100万人にこうとしているとか、もっとうーんと伸ばしたい成長曲線の上がりの途中の5カ年を見ているのか、そういう長期ターゲットのようなものも、将来的にはある程度計算して示された方が協力したいなと、そういうことを考えていけるんだったら私たちもかわれるかもしれないと、そういうことが意味としてとれるのではないかと思ひまして、それがあるといのが1点。

それから、いろいろな例示をされている、図の示し方とか写真とか、今、会長さんがおっしゃったように、注意事項はもちろんあるんですが、身近に私たちに何ができるかというのは、都会の人にもわかる情報を合わせて入れていただくと。林野関係の方には常識のことでも、我々から見ると、山の中に大きな機材が入り込んでいると、そういう林道と機材との関係とか。

それから、数値目標で示されている4ページの1億2,000万立米増加というところに関して、林道が接道しているところから出しやすい、しかし、もっと奥山とか施業しにくい場所も山のようにあるわけで、そういう実態などもどこかで言うておかないと、非常に単純に受けとめられてしまうこともあるかなと思いますので、絵の中でそれを全部盛り込むのは大変かもしれませんが、実はこういう希望がある、しかし、その裏にはこういうことをクリアしなければいけない、

個別多様な条件もあるというようなことがわかるといいなど。

あと、林産品を利用する流域の数を10から20へと。5ページですね。この発想は非常におもしろいと思います。現在の10をどうカウントされているのかということもあるんですが、これはかなり象徴的と私は勝手に読み替えているんです。流域で積極的に資源を利用しなさいと、これこそ一番目玉にして、キャンペーンのトップに出していかないと、先ほど来古河委員さんとか栗原委員さんがおっしゃっている、山元の持っている資源に対して都市が責任を持って消費するというムーブメントを起こすのに、ここに薄く書かれているだけでは気がつかないと思いますので、新聞記者に発表されるときにはこの辺を大きく第一番におっしゃっていただけるといいと思いました。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、森林整備保全事業計画の案につきましては、今日出た意見を踏まえて修正したものをつくっていただいた後、パブリックコメント等で多くの方の意見を聴取していただきまして、次回の本審議会で諮問・答申をお願いしたいと思います。

次に、地球温暖化森林吸収源10カ年対策の進みぐあいについて、皆さんの御意見をいただきます。

はい。

有馬委員 温暖化の推進大綱に沿っての話で、特に吸収源としての3.9%を維持するためということで、いろんなことができ上がっていると私は十分理解しているつもりでございますけれども、問題は特に木材を利用するといったときに、確かに吸収源対策というのはありますが、使うことによって省エネルギー化が図れる、他の材料に代わるわけですから。そのところの表示がどこになされるべきなのかというのがちょっとわかりにくいなど。

具体的な例を申し上げますと、「隗より始めよ」でやられている土木関係のものについては、通常やられるところを新たにやられるわけではなくて、今まではコンクリートでやっておられたところを間伐等を使ってやる。そうすると、この間、私どもが環境庁とでやった試算では1/20ぐらいになると思うんですね。それからもう1つ、バイオマスエネルギーの話が出ておりましたけれども、バイオマスエネルギーをしたことにより、他のところでカウントされている削減がどういうぐあいにあらわされているのかということ。

これは林野庁の書き方ですから、そこまで踏み込めないということだとしたならば、他の省庁のところにもそれをしたことによってどのぐらい削減したというような表示がないと、吸収源対策だけのために木材利用ということが強調されすぎるような気がいたします。むしろ使うことによ

って省エネルギー効果、代替エネルギー効果による削減効果をもう少し強く出していただく方がいいのではないかという印象を受けました。

以上でございます。

木平会長 ありがとうございます。

ほか、どうぞ。

太田委員 ちょっと関連で。先ほどからいろいろ問題が出ているわけですが、互いに関連しているわけですね。ですから、国民に対する説明が、白書も森林・林業基本計画も、先ほどあった5年の見通しも、それから、この温暖化対策も、全部一体でうまく説明しないといけないわけですね。その辺はまだ不十分ではないかということで、今の御質問があったのではないかと思うんです。例えば3ページの木材供給量というのは、吸収源対策からはマイナスに入っているわけですが、この木材供給量を使うことが、今御意見にあったもので、めぐりめぐってプラスの方になってくるといところが二重構造みたいになっているわけですね。

そういうことを、ここでは書けないのかもしれませんが、例えば注釈とかで常に総合性でうまく書いていかないとなかなか理解されないのかなど。翻って先ほどの1つ前の報告についても、長期計画に書かれていることもどこかに入れながら、この5年間の見直しでも書いておかないと、なかなか理解されないのかなと感じております。

以上でございます。

木平会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 森林の整備保全ということと京都議定書の問題、これを強引にくっつけようとしてきて、わかりにくくなっている面がありはしないのかなど。例えば、資料4の安心、共生、特に安心と京都議定書の3.9%の吸収とを結びつけようとする必要は全くないわけで、山が崩れるのは、森林が吸収しようとしまいが、ここはきっちりやってもらいたいわけです。そのところをもうちょっと明確にする必要があるのかなど。

ですから、京都議定書の目標、森林吸収源対策ということに限って議論するならば、山をどうしなければいけないのかということがはっきりあって、それに向かって、こういうことをやりますというふうにお書きいただくと大変ありがたい。そのためには、共生とか安心ということに触れていただく必要は全くないように思いますが。そうした方が聞く方はわかりがよいと、こんなふうに思います。

木平会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ、横山委員。

横山委員 今、鈴木委員がおっしゃったことと、先ほどの御意見とも重なるんですけども、全体図の中で関係性が明確でないために、今おっしゃられた、全く触れてなくていいですよというような関係もあろうと思うんですね。総体的な俯瞰図みたいなものが明確になっているかどうかということだけ私は心配しているんです。

それから、数字の意味づけが、国民が見てこの数値目標を上げたとたんに数字が一人歩きしますので、その目標がどういう目標なのか、目標の意味がどういう意味なのかということがかなり重要になる。そのときに、長期計画があって、今の5年で見るとここまでですというような、位置づけさえははっきりしていればいいのではないかと、そういうふうに感じました。

木平会長 それでは、林野庁、今、出ました御指摘を考慮していただきたいと思います。

それでは、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の問題については、今日出された意見を踏まえて整理したものを次回のこの審議会に報告いただきたいと思います。

最後になりますが、森林法の一部改正及び全国森林計画の変更について、これに関して皆さんの御意見をいただきます。

はい、どうぞ。

恵委員 この一部改正に関して、資料7の2枚目にスケジュールとして、パブリックコメントが4月にあると書かれていますが、ある種自動的に臨時的なものが本法に入ったということに際しても、パブリックコメントは必要なのかというのが1点あります。それについて、すごく文句をおっしゃる方が出てくるのかどうかということの想定をどういうふうにお考えなのか。ということだけです。

ちょっと議論が戻るかもしれないんですが、5カ年にしても、森林を実際に運営しておられる方々が当たり前の施業をし、当たり前のことをやっている、それゆえに保全されている機能をきちんと評価するシステムが今あるのかどうか。農業もそうなんですね。当たり前にやっていてこそ、鷲谷先生がおっしゃるように秋の七草が出てきたりとか、人がかかわるかかわりに関して、疲弊していたり、うまく手が届かなかったりということには目がいくんですが、まじめにきちんと継続的にやっておられるところをもうちょっときっちり評価して、それに対して保全機能を担っていただいて、京都議定書の目標達成にも貢献していただいていると、そういう評価をする仕組みとか財政措置もないと、モチベーションというか動機がなかなか盛り上がっていかなくて、

外堀ばかりわあわあ議論しても本体が元気を失ってしまうのはまずいのかなという気がずうっとしていたので、どこで申し上げていいかわからなかったんですけれども、蛇足で今申し上げさせていただきます。

木平会長 ありがとうございます。

では、パブリックコメントをどういうときにやるかということと、普通の施業をした場合に、どういうふうに評価するか。これは委員の太田先生が詳しいのでお答えいただくのがいいのではないかと考えております。

太田委員 パブリックコメントはわかりませんが、もう1つの方は、私よりも林野庁の方がよろしいかと思いますが、計画制度とかいろいろなことを対応すれば、それなりのモチベーションがあるような対応はされていると聞いております。やはり私よりは林野庁の方が御説明はうまいのではないかと聞いておりますが、いかがでしょうか。

木平会長 それでは、整備部長か、計画課長、お願いいたします。

梶谷森林整備部長 2番目の当たり前にやっている人をどう評価するか、あるいは、評価するシステムがあるかということですが、具体的に評価するということではないんですけれども、森林計画制度の中で、一生懸命やる人はちゃんと施業計画をつくって、その計画に基づいて施業を実施してもらおうという制度があります。その場合に税制上の優遇措置があると。さらに、施業計画を立てた方には補助金が行く仕組みになっております。立てなくてもいくんですが、それは低い補助金ですから、より有利な補助金が行くという制度がありますので、一生懸命やっている人はそれなりにインセンティブを持てるような仕組みに一応なっておりますけれども、さらにどんな形のものがあるか今後検討していきたいと考えております。

山田計画課長 パブリックコメントが必要かどうかということですが、私どもの習性として手が抜けるものは大体抜いちゃいますので、これはやらざるを得ないということだと思います。要は何らかの規制を新たにする場合にはパブリックコメントを設けるということがそうございます。新しい法律に入っていくものですから、その面ではこれを出していくということでございます。

木平会長 よろしいですか。

パブリックコメントの問題は、できるだけやるということなんですけれども、形骸化して、何でもやることによって、実際のパブリックコメントを否定するというか、形骸化してしまうということも言えるのではないかと思います。したがって、本気でコメントというシステムでない問題は解決しないのではないかと、そんなふうに感じているところはあります。

ほかにいかがでしょうか、森林法の改正。

魚津委員 ちょっとよろしいですか。資料6 - 1であります。要間伐森林制度の改善で、都道府県知事がどうのこうのと。それから、3番目のボランティアの活動については市町村長が認可する制度を創設すると。これは非常に難しい場面があるかと思うんですね。かたや財産の問題ですから。そんなところでの確に判断できるような方向というか指針を示して、全国の自治体にPRされるように努力されたらと願って、私の言葉にしておきます。難しいですよ、これは。

木平会長 ほかに意見がないようでしたら、まとめにいきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、全国森林計画の変更につきましては、事務局の説明があったように、森林法の一部改正の施行後、パブリックコメントを行って、次回の本審議会で諮問・答申を行う予定といたします。

以上をもちまして、議題はすべて終わりました。本日の林政審議会をこれで閉会とさせていただきます。委員の皆様の長時間にわたる御熱心な審議、本当にありがとうございました。